

前橋市営住宅管理条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 公営住宅(市営住宅のうち改良住宅、再開発住宅及び店舗並びに特別市営住宅を除いたものをいう。以下同じ。)に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市規則で定める者(現に同居し、又は同居しようとする者が<u>ない</u>者に限る。第8条第2項において「老人等」という。))にあっては第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあっては第2号及び第4号から第6号まで)のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする者が<u>ある場合</u>にあっては、同居する者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)であること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。</u></p> <p>(改良住宅、再開発住宅及び店舗の入居資格者)</p> <p>第6条 改良住宅及び再開発住宅(以下「改良住宅等」という。)に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合における入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>前条各号(第3号を除く。)</u>のいずれにも該当する者</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(特別市営住宅の入居資格者)</p> <p>第7条 特別市営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、市長が必要であると認めたる者は、入居の資格を有するものとする。</p> <p>(1) <u>第5条各号(第1号及び第3号を除く。)</u>のいずれにも該当する者</p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(単身者の入居できる市営住宅の規格)</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 公営住宅(市営住宅のうち改良住宅、再開発住宅及び店舗並びに特別市営住宅を除いたものをいう。以下同じ。)に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市規則で定める者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、<u>居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u>次項及び第8条第2項において「老人等」という。))にあっては第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあっては第4号及び第5号)のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号及び第14条第1項において同じ。)があること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p><u>2 老人等の入居を認める公営住宅の規格は、市長が別に定める。</u></p> <p>(改良住宅、再開発住宅及び店舗の入居資格者)</p> <p>第6条 改良住宅及び再開発住宅(以下「改良住宅等」という。)に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合における入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号</u>のいずれにも該当する者</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(特別市営住宅の入居資格者)</p> <p>第7条 特別市営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、市長が必要であると認めたる者は、入居の資格を有するものとする。</p> <p>(1) <u>第5条第1項第2号、第4号及び第5号</u>のいずれにも該当する者</p> <p>(2) 省略</p>

第7条の2 現に同居し、又は同居しようとする親族がない者の入居を認める市営住宅の規格は、市長が別に定める。

(入居者資格の特例)

第8条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第5条各号(第5号を除く。)のいずれにも該当する者とみなす。

2 第5条第3号イに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第3号から第6号まで)のいずれにも該当するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申請)

第9条 第5条から第7条まで及び前条又は改良法第18条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。ただし、公募のつど1世帯1戸限りとする。

(同居の承認)

第14条 省略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。

(1) 同居の後における当該入居者に係る収入が第5条第3号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額を超えることとなるとき。

(2)～(3) 省略

3 省略

(収入超過者等に関する認定)

第30条 市長は、毎年度、第18条第3項の規定により認定した入居者の収入の額(第16条第4項の規定により把握した場合は、当該把握した収入の額。次項において同じ。)が第5条第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2～3 省略

(入居者資格の特例)

第8条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第5条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当する者とみなす。

2 第5条第1項第3号イに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第3号及び第4号)のいずれにも該当するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申請)

第9条 前4条又は改良法第18条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。ただし、公募のつど1世帯1戸限りとする。

(同居の承認)

第14条 省略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。

(1) 同居の後における当該入居者に係る収入が第5条第1項第3号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額を超えることとなるとき。

(2)～(3) 省略

3 省略

(収入超過者等に関する認定)

第30条 市長は、毎年度、第18条第3項の規定により認定した入居者の収入の額(第16条第4項の規定により把握した場合は、当該把握した収入の額。次項において同じ。)が第5条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2～3 省略